

○第143回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成28年12月21日（水）14：00～16：00

議事概要：

（１）農薬（シアナジン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、シアナジンの一日摂取許容量（ADI）を0.00053 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.045 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、ばれいしょ、たまねぎ等に使用します。今回、ねぎへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

（２）農薬（ピリベンカルブ）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ピリベンカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.039 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺菌剤で、キャベツ、トマト等に使用します。今回、稲、はくさい等への適用拡大申請及び魚介類への基準値設定の要請がされています。

（３）農薬（フルチアセットメチル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フルチアセットメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.001 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、とうもろこし等に使用します。今回、大豆への適用拡大申請がされています。

（４）その他

・「農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営等について（修正案）」が審議され、一部修正することとなった。

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① アミノシクロピラクロル

・評価第一部会において調査審議することとなった。

* 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、家畜の肉、乳等へのインポートトレランス申請がされています。